

収入が減少し 生活にお困りの方へ

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

支給額 1世帯あたり10万円

収入が減少し生活にお困りの方へ、本給付金(\*1)について重ねてご案内するためのものです。

既に受給された方は再度申請できません。

令和4年度に  
新たに  
世帯全員の  
住民税均等割が  
非課税となった  
世帯

下記以外の世帯

世帯の中に  
令和3年  
12月11日以降  
に転入した方  
がいる世帯

**確認書の返送が必要です**  
裏面①へ

世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から  
基準日(令和4年6月1日)まで柏市に  
住民登録のある世帯へ確認書を送付しています。

**申請書の提出が必要です**  
裏面②へ

令和4年6月1日時点で柏市に住民登録のない世帯  
は、住民登録のある市区町村に申請してください。

令和4年1月以降の収入が  
減少し「**住民税非課税相当**」  
の収入となった世帯(\*2)  
(家計急変世帯)

**申請書の提出が必要です**  
裏面③へ

申請時点で住民登録のある  
市区町村に申請してください。

\*1: 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」で  
柏市では令和4年2月以降に1世帯あたり10万円を給付

\*2: 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し  
令和4年1月以降の収入が**住民税非課税相当**  
→右の表をご参照ください

！  
新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額 (給与収入の場合)	非課税相当所得 限度額
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円以下	41.5万円以下
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	146.9万円以下	91.9万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	187.7万円以下	123.4万円以下
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	232.7万円以下	154.9万円以下
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	277.7万円以下	186.4万円以下
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	204.4万円未満	135万円以下

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 平日9:00~20:00

柏市コールセンター  
「非課税世帯等臨時特別給付金担当」窓口

 **04-7165-0250**

受付時間 平日9:00~17:00

# 期限：令和4年9月30日(金)当日消印有効

対象	必要な手続き	書類の入手方法
① 確認書	確認書の内容(支給要件,振込先等)を確認し,支給要件に該当する場合のみ返送してください。	確認書は令和4年6月下旬頃世帯主宛に送付しています。
② 申請書	申請書様式第2号(第6条関係) 【令和4年度非課税世帯分】 と添付書類を提出してください。	・ホームページからダウンロード ・コールセンターへ問い合わせで取得 ・オンライン申請可能
③ 申請書	申請書様式第3号(第6条関係) 【令和4年1月以降家計急変世帯分】 と添付書類を提出してください。	書類のダウンロードや オンライン申請は こちらから→ 

支給時期は 確認書または申請書を受理してから 1か月後が目安です。

## 対象者①～③について 表面も合わせてご確認ください。

- ① 令和4年度に新たに世帯全員の住民税均等割が非課税となった世帯(生活保護世帯も含む)であって,世帯全員が令和3年12月10日以前から基準日(令和4年6月1日)まで柏市に住民登録のある世帯。
- ② 令和4年度に新たに世帯全員の住民税均等割が非課税となった世帯(生活保護世帯も含む)であって,基準日(令和4年6月1日)に柏市に住民登録のある世帯のうち,世帯の中に令和3年12月11日以降に転入した方がいる世帯。
- ③ ①と②に該当する以外の世帯で,申請日時時点で柏市に住民登録があり,新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し,①と②の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

※ ただし,いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※ 令和3年度に世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯であって,本給付金(\*1)の受給をしていない世帯は,基準日(令和3年12月10日)に住民登録のあった市区町村へ申請ができます。

※ 本給付金(\*1)は個人単位ではなく世帯単位での給付となります。世帯とは,住民票上の世帯で,令和3年12月10日時点で住民登録(柏市以外も含む)をしている者で構成される世帯。令和3年12月11日以降の入国者のみで構成される世帯等は対象外。

※ **本給付金(\*1)の受給は1回限りです。複数回の受給はできません。**

注釈\*は表面

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方で,現在お住まいの住所に住民票を移すことができない方でも,住民票上の世帯とは別世帯と見なし,住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給できる可能性があります。詳しくは現在お住まいの市区町村にお問い合わせください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の  
「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」に  
ご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は,お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

柏市ホームページはこちら↓

- 各種ご案内
- 申請書の入手
- オンライン申請

